医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度に
おける報告を書面によって行う
病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和６年１月５日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）により報告が可能となったところです。また、かかりつけ医機能報告制度については、令和８年１月からＧ－ＭＩＳにより報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、Ｇ－ＭＩＳによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。また、かかりつけ医機能報告制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報の確認業務を行うこととなります。

また、Ｇ－ＭＩＳに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

(1)　Ｇ－ＭＩＳの円滑な運営・維持
(2)　Ｇ－ＭＩＳの障害を復旧するための分析・評価
(3)　Ｇ－ＭＩＳの利便性向上のための分析・評価
(4)　Ｇ－ＭＩＳの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上